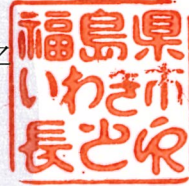


産業廃棄物処分業許可証

住 所 福島県いわき市四倉町字芳ノ沢1番75
氏 名 メルテックいわき株式会社
代表取締役 千田 正康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長 内田 広之



許可の年月日 令和 5年 1月26日
許可の有効年月日 令和10年 1月25日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（溶融固化）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん

以上6種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるものをいう。）、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、廃ブラウン管（側面部に限る。）及び水銀含有ばいじん等（回収義務が生じるものを除く。）を含む。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

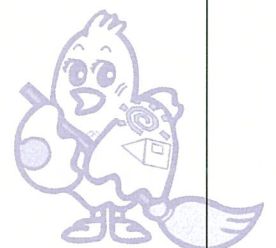
3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 1月26日 新規許可
令和 5年 1月26日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



事業の用に供するすべての施設

処 理 施 設 の 種 類	燃え殻等の溶融固化施設
処理する産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん 以上6種類
設 置 場 所	いわき市四倉町字芳ノ沢1番75
処 理 能 力	158.5 t/日 (24時間)
設 置 年 月 日	平成29年10月17日

(以下余白)